

貸 借 対 照 表

(2015年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| 流動資産 | 6,270,204 | 流動負債 | 627,320 |
| 現金預金 | 3,990,578 | 工事未払金 | 375,946 |
| 受取手形 | 674,257 | 未払金 | 28,913 |
| 完成工事未収入金 | 1,299,200 | 未払費用 | 43,777 |
| 未成工事支出金 | 5,561 | 未払法人税等 | 5,138 |
| 未収入金 | 12,386 | 未成工事受入金 | 93,646 |
| その他 | 288,815 | 賞与引当金 | 38,608 |
| 貸倒引当金 | △ 595 | その他 | 41,290 |
| 固定資産 | 1,446,991 | 固定負債 | 343,310 |
| 有形固定資産 | 1,335,964 | 退職給付引当金 | 240,236 |
| 建物 | 49,458 | 船舶特別修繕引当金 | 99,260 |
| 船舶 | 1,067,854 | その他 | 3,813 |
| 土地 | 204,584 | 負債合計 | 970,631 |
| その他 | 14,067 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 7,338 | 株主資本 | 6,733,306 |
| 投資その他の資産 | 103,689 | 資本金 | 90,000 |
| 投資有価証券 | 77,878 | 資本剰余金 | 5,466,022 |
| 投資不動産 | 3,864 | 資本準備金 | 2,724,500 |
| その他 | 21,946 | その他資本剰余金 | 2,741,522 |
| 資産合計 | 7,717,195 | 利益剰余金 | 1,177,283 |
| | | 利益準備金 | 96,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,081,283 |
| | | 別途積立金 | 900,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 181,283 |
| | | 評価・換算差額等 | 13,258 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 13,258 |
| | | 純資産合計 | 6,746,564 |
| | | 負債純資産合計 | 7,717,195 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの 決算日の市場価格にもとづく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) たな卸資産

 未成工事支出金 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

 船 舶 定額法

 そ の 他 定率法

 ただし、1998年4月1日以降の新規取得建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 船 舶 3～14年

 建 物 7～50年

(2) 無形固定資産 定額法

(3) リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上することにしております。

(3) 賞与引当金

 従業員の賞与の支給に充てるため、当期に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

 従業員の退職給付に備えるため、当期末における簡便法により計算した退職給付債務および中小企業退職金共済制度給付見込額にもとづき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 船舶特別修繕引当金

 船舶の定期修繕に要する費用に充てるため、最近の支出実績にもとづく定期修繕見積額を計上しております。

4. 売上高の計上方法

 売上高のうち完成工事高の計上方法は、当事業年度の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。